

平成 25 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会付託案件 …………… 1

平成 25 年 12 月 9 日 (月曜日)

建設環境委員会会議録

平成25年12月9日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時42分開議（実時間 92分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第130号・市道路線の認定について
1. 議案第129号・契約の締結について（南川橋梁上部工建設工事）
1. 議案第146号・契約の締結について（金剛小学校校舎改築工事）
1. 議案第138号・八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正について
1. 議案第139号・八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 成松 由紀夫 君
副委員長 太田 広 則 君
委員 大倉 裕 一 君
委員 庄野 末 藏 君
委員 古嶋 津 義 君
委員 前川 祥 子 君

委員 山本 幸 廣 君

委員 幸村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長 宮川 正 則 君
環境部次長 釜 道 治 君
環境センター建設課長 小橋 孝 男 君
建設部長 船藏 満 彦 君
建設部総括審議員兼次長 井本 康 君
首席審議員兼土木建設課長 下川 哲 夫 君
下水道建設課長 楠本 研 二 君
下水道建設課副主幹兼水処理センター場長 松野 光 洋 君
土木管理課長 鶴山 信 一 君
街路公園課長 間 賢 一 君
理事兼下水道総務課長 松本 貞 喜 君
総務部長 木本 博 明 君
人財育成課長 中 勇 二 君
契約検査課長 國岡 雄 幸 君
教育部
教育施設課長 有馬 健 一 君

○記録担当書記 松本 和 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 最初に予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、第4款・衛生費について環境部から御説明をお願いいたします。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、環境部所管分につきまして、釜次長より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○環境部次長（釜 道治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 釜環境部次長。

○環境部次長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号衛生費中、環境部に關係します内容について説明をさせていただきます。

なお、環境部関係につきましては、今年度は人件費補正のみでございます。

本年度は、月例給、期末勤勉手当等の給与改定がございませんので、環境部関係の人件費補正の主な理由につきましては、人事異動、育児休業、市町村職員共済組合負担金率の改定でございます。

それでは、予算書3ページをまずお願いいたします。

3ページの歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費に、補正額欄記載のとおり、人件費補正

を1109万8000円お願いをいたしております。

次に、目ごとの人件費補正の内容でございますが、17ページをお願いいたします。

まず、目1・生活環境総務費でございます。

職員31人分の人件費補正として1477万3000円の増額補正をお願いをいたしております。生活環境総務費には、環境課、ごみ対策課のごみ減量啓発係、環境センター建設課及び各支所市民福祉課の関係職員が属しておりますが、節の給料、職員手当等、共済費が増額となっておりますのは、課内異動で生活環境総務費所属職員が1名増加したことが主な理由でございます。

次に、目5・塵芥処理費でございます。

ごみ対策課において塵芥処理を担当しております職員8人分の人件費補正でございます。532万1000円の減額補正でございますが、主な理由は、人事異動に伴う減額でございます。

最後に、目6・し尿処理費でございます。

衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設の業務を担当しております職員5人分の人件費補正でございます。164万6000円の増額補正でございますが、主な理由は、人事異動に伴うものでございます。

なお、節の共済費のみが減額となっておりますのは、市町村職員共済組合の市負担金率が減少したことが主な理由でございます。

以上、説明とさせていただきます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません、先ほど、冒頭の説明で育児休職というお話といたしますか、説明があったと思うんですが、今の具

体的な説明の中では人事異動ということだけでの説明でしたけども、育児休職が何名いらっしゃるんですかね。

○環境部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 釜次長。

○環境部次長（釜 道治君） はい。育児休業につきましては、1名が該当でございまして、本年の9月30日まで取得しておりましたから、その分につきましては減額の要素ということでございます。ただ、人事異動が生活環境総務費におきましては、12人転出をいたしまして、13人の異動ということで、個々人の給料の異動が十数名の異動に伴います関係から、数字の動きが出ておるといようなことでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、第4款・衛生費について終了いたします。

ここで小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

引き続き、第7款・土木費について建設部から説明をお願いいたします。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

建設部でございます。

本委員会に付託されました、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当建設部所管分につきまして、井本総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（井本 康君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 井本建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（井本 康君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

建設部総括審議員兼次長の井本でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（井本 康君） それでは、議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号、建設部所管分について御説明いたします。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正における人件費の補正につきまして御説明いたします。

本年度は、月例給、期末勤勉手当等の給与改定がございませんでしたので、人件費補正の主な要因といたしましては、人事異動、退職者及び休職者、市町村共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正、歳出でございます。

款7・土木費では、補正前の額56億5830万6000円に163万1000円を増額補正いたしまして、56億5993万7000円

といたしております。

次に、項及び目ごとの詳細を御説明いたします。

予算書、20ページをお願いいたします。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費でございますが、職員6人分の補正といたしまして16万5000円の減額補正でございます。

次に、目2・建築総務費では、職員19人分の補正といたしまして10万9000円の減額補正でございます。

次に、21ページでございます。

項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費では、職員1名減に伴います職員20人分の補正といたしまして、867万5000円の減額補正でございます。

次に、目3・道路新設改良費では、補正前の額11億6939万6000円に521万5000円を増額補正し、補正後の額を11億7461万1000円といたしております。

節ごとに御説明いたします。節2・給料から節4共済費までは職員1名増に伴います職員22人分の増額補正分223万円でございます。節19・負担金補助及び交付金298万5000円は、県道路事業負担金について、当初、県道郡築横手線ほか、6路線9カ所の改良事業費2億5300万円に対する市負担分2430万円を予算計上しておりましたところ、県の道路事業費が2900万円増額されましたことから、これに伴う負担金の不足分といたしまして増額補正するものでございます。県道路事業負担金に伴います県の事業箇所及び変更の箇所の資料をお手元にお配りしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。地図をつけたこのような資料でございます。

なお、市の負担率は、国からの交付金事業分が5.5%、県単独事業分が15%でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

項5・都市計画費、目1・都市計画総務費では、補正前の額18億1265万円に2607万5000円を増額し、18億3872万5000円といたしております。節2・給料から節4共済費までは、職員2名増に伴います12人分の人件費の増額分1044万5000円でございます。節28・繰出金1563万円は公共下水道事業特別会計繰出金の増額補正でございます。

なお、繰出金の詳細につきましては、議案第121号の平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号にて御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、目3・都市下水路費でございますが、職員1名分の補正といたしまして191万9000円の増額補正でございます。

次に、目4・公園費でございますが、職員4人分の補正といたしまして189万1000円の減額補正でございます。

次に、目5・区画整理費でございますが、職員1名減の8人分の補正といたしまして886万4000円の減額補正でございます。

次、23ページでございます。

項6・住宅費、目1・住宅管理費でございますが、職員1名減に伴います職員5名分の補正といたしまして965万2000円の減額補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。先ほどの人件費のところ、退職と休職というお話があったんですが、その人数を教えてください。

すか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。人財育成課の中でございます。

土木費では、退職予定者が1名、それから育児休業者が1名となっております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済みません。21ページの単県道路事業負担金なんですけど、県の予算が2900万増額になったための市の負担のところの増額なんですけど、その2900万増額になったといったところの主な理由を教えてくださいいいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、下川課長。

○首席審議員兼土木建設課長（下川哲夫君） 土木建設、下川でございます。

当初予算におきましては、予算編成がおおむね今の時期から行われますので、市も同様に予算の決め方を現在行っているところでございます。

県のほうで来年度の負担金について、主な事業箇所等々の資料をいただき、予算計上いたしておりましたが、その後、事業の進展とかいろいろ、用地の取得状況とかいろいろございますようで、県のほうの決定額の内示が参りましたのが8月の19日でございます。それで、9月の定例会で補正がちょっと間に合わなかったものですから、今回その変更分について補正予算を組ませていただいたというところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 楠本下水道建設課長。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

下水道建設課長の楠本でございます。座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○下水道建設課長（楠本研二君） まず、説明に入る前に資料の確認をいたしたいと思っておりますが、お手元にこの資料ございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）では、説明いたしません。

議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条・歳入歳出予算の総額ですが、それぞれ1563万円を追加し40億4723万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表・歳入歳出予算補正で、お示ししております。

今回の補正につきましては、新開町の中央ポンプ場ポンプエンジン整備委託のため、歳入では款5・繰入金の項1・一般会計繰入金を、歳出では款1・公共下水道事業費の項1・公共下水道事業費をそれぞれ1563万円増額するものでございます。

詳細につきましては、4ページ以降の事項別明細書に記載しておりますが、歳出では目2・雨水ポンプ場費の節13・委託料を1563万円増額しております。

なお、補正理由につきましては、中央ポンプ場に設置しております3台のポンプ、口径1800ミリが1台、口径1500ミリが2台ですが、これは昭和56年の供用開始以来32年が経過しております。

今回、緊急整備を行う口径1500ミリのNo.1ポンプ用のエンジンにつきましては、平成23年度に分解点検を行った際、シリンダーライナー、資料の4ページ及びシリンダーヘッド、資料の5ページに写真が載っておりますが、の部分に異常が判明し、交換が必要との指摘がありましたが、当時は既に部品が製造中止になっており、また、メーカーにも在庫がなく応急処置での対応でございました。そこで、メーカーには部品を探すよう指示してござい

ました。

本年10月中旬ごろにメーカーから部品が見つかったとの連絡があったことから、緊急整備を実施するものです。

なお、整備費用は2970万円を予定しております。

この整備を行うために、当初1407万円で執行予定としておりました口径1500ミリのNo.2のポンプ用エンジンの分解点検をとりやめることとし、その差額1563万円分の不足分を補正するものでございます。

次に、1ページにお戻りください。

第2条の繰越明許費でございますが、2ページの第2表、繰越明許費でお示ししておりますとおり、先ほど御説明いたしました中央ポンプ場用エンジン整備委託、これにつきましては部品の調達や工期の確保が必要なため、年度内の完了が困難であるため、2970万円を繰越明許費の限度額設定としております。なお、完成は平成26年5月末を予定しております。

以上、議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。年度内の施工が難しいという説明だったんですけど、来年度の5月完了予定と。年度内の完了が難しいという理由は具体的に何になるんでしょう。今からですね、施工を付託したとしても、3月、年度内には竣工も可能ではないかなというふうな思いもあるんですけど、具体的に年度内にできない理由を。

○委員長（成松由紀夫君） はい、松野水処理

センター場長。

○下水道建設課副主幹兼水処理センター場長
(松野光洋君) 松野でございます。

年度内の施工ということができないかということなんです、今回見つかった部品がですね、中古部品でございます。新品はもう今の現在メーカーにも在庫がないということで、今回見つかった部品ですね、手配について、まず、そのまま使えるわけじゃございませんので、契約をしまして部品を手に入れます、それを加工する時間が約2カ月ほどかかると聞いております。ですので、施工してするには年度内の施工がかなり難しいというメーカーからの指摘もありましたので、5月までの工期をとらせていただいて、繰り越しをさせていただいております。

以上です。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 部品ですね、手入れが必要だということで、工期が長く必要ということからの年度内が難しいという決定をされたんだろうというふうに思います。そこは理解をしたいと思いますけども、2900万ぐらいですね、予算を使われるわけですけど、今回の工事の内容としては、そのシリンダーの交換だけになるのでしょうか。その手入れから、今、説明いただいた手入れからですね、シリンダーの手入れをして、現地でのシリンダーのその部分だけの取りかえになるのか。

23年度に、よく言えば23年度にですね、分解点検をされていますけども、それからすると約2年から3年もまた期間が過ぎているということもありますので、あわせてほかのところまで点検をされるというような考えがあらわれるのか。どの程度この2900万の中に作業の中身が入っているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(成松由紀夫君) はい、松野水処理センター場長。

○下水道建設課副主幹兼水処理センター場長
(松野光洋君) はい。今回の整備につきましては、主な主要部品というのがシリンダーライナー、資料の4ページでございます。丸いピストンの外回りにある筒なんですけども。それと、シリンダーヘッド、これは吸気とか排気をするためのヘッド、ピストンの一番上に当たるヘッドなんです。この交換になるんですけども、この交換を行うにはピストンからそういった下部の部品まで全てを分解しないと取りかえができないということで、通常の分解点検整備と同じような内容になります。ですので、金額的にもかなり今のところ、同じような整備費ということで上がるような状況になっております。

以上です。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 中身は理解をしたいと思います、この後ですね、経過年数もかなりたっているということからして、部品の調達も今回かなり時間をかけて、たまたま見つかったということで、手入れをしようという話ですけども、今後、やっぱり機械ですからいつ壊れるかわからない、不具合が見つかるかわからないというような状況が出てくるわけですけど、今後、どういうふうな方針を持って、対応をとっていかうとお考えなのか。ここがとまってしまくと冠水が市内に広がるというようなですね、危険といえますか、そういう状況も想定ができますので、それを防ぐためにどのような考えでいかれるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○下水道建設課長(楠本研二君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) 楠本下水道建設課長。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい。現在ポンプ場の更新、施設の更新に向けてですね、長寿命計画を策定中でございます。25年、26年で長寿命計画を策定しまして、27年度に詳細設計、ここ28年度から33年度の約6カ年で耐震補強等を含む更新工事を予定しております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 計画は立てていただいているようですけれども、できるだけ、やっぱり年数からすると早くですね、そのあたりは更新あたりもかけていく必要があるかなと思いますので、限られた年度内の予算とかで厳しい点はあるかと思うんですけど、やはり一番は、調整池とかつくるとかいう方針が出てますが、ポンプ稼動が一番だというふうに思いますので、こちらのほうにも力を注いでいただいて、整備のほう進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） ほかになければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第121号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第130号・市道路線の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第130号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（鶴山信一君） 議長。

○委員長（成松由紀夫君） 鶴山土木管理課長。

○土木管理課長（鶴山信一君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

土木管理課長の鶴山でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、議案書9ページ、議案第130号で市道路線の認定を行います路線番号129南部幹線について御説明いたします。

位置図につきましては、10ページに示しておりますが、こちらのほうに航空写真を用意しておりますのでごらんください。

この写真の上のほうは北になります。市役所が現在地がここになります。建馬町の建馬交差点から前川、南川、球磨川を渡りまして、敷川内町の国道3号までが南部幹線でございます。

今回、市道認定をお願いしております箇所が、八代三中の前にございます市道麦島線を起点といたしまして南川を渡り、葭牟田町の市道古城八の字線までを予定しております。位置につきましてはよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

認定の提案の理由でございますが、南部幹線は、建馬町の一般県道八代港大手町線と敷川内町の国道3号を結ぶ幹線道路で、本市の物流及び交通の拠点を連結するとともに、市道網の骨格をなす路線として、平成9年4月に都市計画決定された路線でございます。

現在、市道麦島線から市道古城八の字線まで

の市施行区間は事業着手しており、今後の工事の進捗並びに地元車両の通行確保の面から、一部工事区間を一般交通の用に供する必要が生じたため、今回市道として新規認定するものでございます。

なお、認定後の路線延長といたしましては1038メートルです。

以上で議案第130号の説明を終わります。

御審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今説明いただいて、ありがとうございます。今の路線を認定した中で、前川のほうと南川のほう、路線の中ではその県道、県が工事するんですけども、そこあたりについて見通しというのは、市道路線を認定して、その後の工事区間についてはどのような考えを持っておられますか。

○街路公園課長（関 賢一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 関街路公園課長。

○街路公園課長（関 賢一君） はい。街路公園課の関でございます。

市道認定につきましては、現在、事業認可をとりまして、やっている市施工区間1038メートルにつきまして、今回お願いしたわけでございますけども、都市計画決定は先ほど土木管理課長のほうから申しました建馬から敷川内までの5630メートル区間ございまして、その道路認定につきましてははですね、その事業が着手された後にですね、一応県と協議しながら認定につきましては打ち合わせていきたいと思っておりますけれども、一応県にお願いしております前川区間につきましてははですね、県のほうも来年度から着手をいたす予定でございます。その残り、あとの区間につきましてははですね、県とも

協議をいたしまして、その進捗を見ながらですね、引き続き県のほうには要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） よくわかりました。御理解させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第130号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「お世話になりました」と呼ぶ者あり）

◎議案第129号・契約の締結について（南川橋梁上部工建設工事）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第129号・南川橋梁上部工建設工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第129号及び146号の契約の締結に

についての2件を國岡契約検査課長が説明いたしますが、その前にそれぞれの担当の街路公園課及び教育施設課から工事の概要について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○街路公園課長（聞 賢一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 聞街路公園課長。

○街路公園課長（聞 賢一君） はい。まず、今回の契約案件のうち、南川橋梁上部工建設工事につきまして、工事の概要を説明させていただきます。

先ほどから市道認定の関係で南部幹線につきましては皆さん御理解いただいたものとして、実際具体的な工事につきまして説明をさせていただきますと思います。

まず、資料をお配りしてありますと思いますが、資料の3ページをお開きいただきますでしょうか。

今現在、南部幹線の市施工区間につきましては、中北町の市道麦島線から葭牟田町の市道までですね、施工をやっておりまして、まず、南川というのが真ん中にございますけれども、下が八代海で上が上流になります。

○委員長（成松由紀夫君） 課長、座られて結構ですよ。

○街路公園課長（聞 賢一君） いや、そのまま。説明もございますので。

そして、左が中北町で右が植柳新町並びに葭牟田町になります。そういう中で、この赤く塗っている部分が今回の施工箇所でございます。施工延長が194メートルございます。その南部の橋梁につきましては下部工から随時施工していきまして、今回最後の上部工の194メートルの片側、これになりますと中心部に向かっての上り車線を先行してですね、まずかけるという工事でございます。

契約金額につきましては、後ほど契約のほうからも御説明あると思いますけれども、3億78

64万8000円でございます。契約の相手方はコーアツ工業・中山建設の建設工事共同企業体でございます。

ここにもうちょっとわかりやすいCGの説明を持ってきておりますので。

○委員長（成松由紀夫君） 課長、マイク。

○街路公園課長（聞 賢一君） 今御説明いたしました、これCGの完成イメージ図でございますけれども、こちらが古城町になります。こちらが植柳新町の写真でございますけれども、今現在、するところはですね、ここに堤防がございます。この堤防のこのピアから、このピアですね、この上流の区間をですね、今回施工するというふうなことでございます。

○委員長（成松由紀夫君） もうちょっと委員さんのほうに見えるように掲示してください。

○街路公園課長（聞 賢一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 山本先生に見えませんか。

○街路公園課長（聞 賢一君） 今もうゴルフ場のほうもですね、もうなくなっております。ということでおわかりいただけましたでしょうか。

○委員（太田広則君） いいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） はい。（聴取不能）のことなんで、ちょっと確認しておきたいんですが、橋脚は全部終わってますよね。P2、P4で。何で上流側だけ。下流側ができない理由うちゅうのをちょっと。橋脚は全部下流側もできてるんですよ。

○街路公園課長（聞 賢一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、聞課長。

○街路公園課長（聞 賢一君） 本来であれば、供用開始をですね、早めるために片側ずつしたほうがいいんでしょうけれども、どうしてもこの橋脚はですね、分けてつくることできませんでしたもんですから、上下流一遍につくっ

て。

○委員（太田広則君） つくってるね。

○街路公園課長（関 賢一君） 本来ならば、全線4車線分できてから供用開始したいというふうに思ってたんですけども、やはりその効果を高めるためには、まずは片側を最初に早く供用開始してですね、順次供用開始したほうが効果的じゃなかろうかということと、それから、両方一緒には施工できませんもんですから、片側ずつ施工するというふうなことで今回ちょうど下流側ですね、施工をしたところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） もう説明は、課長、まだ途中ですか。

○街路公園課長（関 賢一君） いえ。

○委員長（成松由紀夫君） もう終わってますね。

○街路公園課長（関 賢一君） はい。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

契約検査課の國岡でございます。

今の工事概要の説明に引き続き、入札及び契約に関しまして御説明申し上げます。済みません、座って説明させていただきます。

それでは、議案書の7ページでございます。

議案第129号・南川橋梁上部工建設工事に係る契約の締結について御説明いたします。

本案件は契約金額3億7864万8000円で、コアツ工業・中山建設建設工事共同企業体と契約を締結するものでございます。予定価格が1億5000万円以上となりますことから、八代市議会に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すものでございます。

それでは、南川橋梁上部工建設工事に関する資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。

入札公告の1行目に記載しておりますとおり、本工事につきましては制限つき一般競争入札を採用いたしております。本市では入札の透明性、公正性及び競争性を確保するため、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては、原則、制限つき一般競争入札をすることとしております。

なお、この入札は入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査方式で実施し、最低制限価格を設けております。

次に、公告の中段部分に記載しています入札参加資格についてでございます。

まず、入札参加形態の条件及び共同企業体としての条件でございますが、建設工事共同企業体、いわゆるJV方式を採用し、JVの構成委員数は2者または3者の組み合わせとしております。

これは地元業者の参入機会を確保するとともに、確実かつ円滑な施工を図るため、技術力等を特に集結する必要上、設計金額が1億5000万円以上の土木一式工事について、本市では原則JV発注とすることとしているためでございます。

次に、JV構成員に係る条件でございますが、代表構成員以外の構成員が満たす条件としたしまして、八代市競争入札参加有資格者名簿に土木一式工事のA級の認定を受けている市内に本社を有する業者といたしております。公告上の記載は、八代市内に主たる営業所を有するものということで御案内しております。

また、代表構成員には、県発注の類似工事を参考に施工能力、同種工事の施工実績を考慮し、九州管内に営業所を有する業者で、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けているものとしております。

特定建設業の許可を条件としていますのは、土木一式工事において下請総額が3000万以上となる場合は、特定建設の許可を有していることが必要となり、本工事において、下請総額が3000万円以上となることが想定されますことから、代表構成員は特定建設業の許可が必要となり、設定したものでございます。

7ページ、上段をごらんいただきたいと思います。

また、下請総額が3000万円以上となる場合は、監理技術者の配置が義務づけられていますことから、代表構成員が満たすべき条件に監理技術者の配置を要件としております。

監理技術者は、工事の施工管理の職務に加えて、下請人の指導・監督や複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすものでございます。

次に、7ページ、中段をごらんいただきたいと思います。

本年度から、本市は電子入札システムを導入し、本工事につきましても設計図書等の閲覧及び配布から開札、落札者決定通知まで、このシステムで行っております。

なお、先ほど述べましたとおり、本入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査方式で行っており、資格が確認できた共同企業体が入札に参加しております。

本工事に係る入札期間は平成25年10月25日から11月7日まで設定し、開札を平成25年11月8日に行っております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

入札は、それぞれ2者による9グループの共同企業体に参加しております。

入札の結果は、最低制限価格未満で応札をいたしました5グループの共同企業体が失格となり、予定価格3億9097万5000円に対し、入札金額3億5060万円、落札率89.7%で、コアツ工業・中山建設建設工事共同

企業体が落札し、11月11日に契約金額3億7864万8000円で仮契約を締結いたしております。

代表構成員はコアツ工業で、出資比率は60%、中山建設40%となっております。

なお、工期は平成27年2月10日までを予定しております。

以上で説明を終わります。

御審議の程、よろしく願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、國岡課長から詳細にわたる説明がありました。今までのこの議案についてですね、こういう説明があったのは私記憶がありません。丁寧な説明があって、よくわかりました。

そこで、議案については賛成を私はいたしたいと思っております。

その中で、質疑でありますので、先ほど来課長が説明された中で1つだけです、疑問というか、私が一般質問した中で疑問が残っていたのが、課長がおられる前の課長さんの時代だと思えますけれども、先ほど来、ちょっと委員の方々も意見が出ておりましたけれど、片側の通行28年開通と、全面開通せないかぬという状況の中で、それで説明があったんですけども、太田副委員長からの意見の中でですね、私一番心配していたのは、その橋台がA1からずっとA4つくつとるんですけども、あれがもう重量制限というのをですね、かけると思うんですけども、そこで耐震も含めてですね、普通ならば豆腐の上に片っぼだけ橋を乗せたとき、鉄を乗せたときに傾くのが普通常識なんですね、道路が、構造上ですね。それが、橋台が分離しとれ

ば別なんですけど、分離してないという。これはもう私も素人ながら、再三現場に行くわけですけども、なるだけならば。その28年開通かな、全面は。委員長、後から説明、——じゃあ、そこを説明してください。

○街路公園課長（関 賢一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、関課長。

○街路公園課長（関 賢一君） はい。事業認可は28年度でございまして、29年の3月までが事業認可期間になつていきますので、今のところの予定では29年3月をですね、全線開通というふうなことで考えております。4車線ですね。その前に暫定2車線で一日も早く供用させたいというのが本課の考え方でございまして、橋台、その豆腐の上に片側というお話でございすけども、構造的にはですね、何ら問題はございません。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 本当にありがとうございます。そこで安心をしているんですけども、開通する中で片側だけして、要するに取りつけ道路をずっと見たときに、どのような流れで来るかという危険性というのが、安全性というんですね、そこあたりについては配慮をしていたきたいと、質疑の中でありますけれども強く要望しておきます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 最低制限価格の今回の考え方と落札率が89.7%ということで、過去の中では、私も議員を経験する中ではかなりですね、落札率が低く出てきたかなというふうな評価を今しているんですけど、このあたり、どのように総括されているのかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） まず、最低制限価格の考え方でございますけれども、八代市といたしましてはダンピングの排除防止対策を行い、公正な競争が行われる環境を整備し、地域の雇用を支える、市内業者を育成するため建設工事及び清掃等の業務委託におきまして、最低制限価格制度をですね、平成24年度から導入したところでございます。

中身の詳細でございすけれども、大きく中身につきましては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費というのがございすけれども、それぞれですね、割合を加味いたしまして、最低制限価格をですね、一応設定をしております。

2番目の落札率の件でございすけれども、90%を切っておるということですね、参加されました9グループの企業体の方たちにつきましてですね、大変頑張られた結果だということで考えています。

この代表構成員になっておられる業者さんですね、市外の業者、県外の業者さんでございましてですね、基本的には市内の業者さんでJVが組めればよかったんですけども、実績がない、それと施工能力がですね、不安があったということですね、市外の業者さんまで対象を広めてですね、今回JVで組んで応札をいただいたという結果になっております。

入札の落札率につきましてはですね、90%を割ったということでございますけれども、ある意味で評価する反面ですね、いわゆる入札に対して落札率が高い、低いという評価はですね、なかなか一概に言えないのかなというふうに考えております。今はですね、市場単価というのをを用いておりますもんですから、市場価格にですね、近寄った設計価格で設計してござい

す関係上、これに近づいた入札というのがあるべき姿でないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。もう1つお尋ねしたかっですけど、今回その失格、最低制限入札価格以下で入札札を入れてこられている企業さんが5社ですか。この点については、済みません、もう一回答弁いただいていいですか。この部分もう少し――。

○委員長（成松由紀夫君） 國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。先ほど言いましたように、事前審査方式というのを用いております。うちのほうでですね、いわゆるわかり得る範囲内で参加資格を有しておられる企業は何社かなということで把握をしております。その範囲内です、まず市内の業者さんとJVを組まれてですね、申請をされました。で、申請をされた業者さんが9グループで、事前審査を行った結果ですね、資格に問題ないということで入札を行っていただきました。その結果、先ほど申しましたように、とりたいて、落札したいという気持ちが非常にあらわれてですね、私たちが設定いたしました制限価格制度を下回ったということでございます。これは開札のときでないと、この価格はわからないようになっておりますもんですから、一生懸命頑張られたんですけども、その結果として5グループが失格になられたということでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 続けての質問になりましたけど、これだけ大きな工事っていうのがな

かなか今後見通せない中ですね、企業さんの努力もあったかなというふうには思うんですけども、今回こうやって金額がですね、下回る部分が出てきたという点については担当課のほうでまた、いい、いいって言ったら失礼になるかもしれないんですが、材料が出てきたと、課題が出てきたというふうに思いますので、また今後の入札制度にですね、生かしていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第129号・南川橋梁上部工建設工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第146号・契約の締結について（金剛小学校校舎改築工事）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第146号・金剛小学校校舎改築工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○教育施設課長（有馬健一君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

私のほうで金剛小学校校舎改築工事の概要について御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。座らせていただき、説明いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○教育施設課長（有馬健一君） 議案第146号・契約の締結について（金剛小学校校舎改築工事）に関する資料をごらんいただきたいと思ひます。

私のほうで、この1のですね、工事関係を説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。

この金剛小学校の耐震化につきましては、当初、耐震診断の結果から既存校舎補強工事の計画で事業を進めておりましたが、平成24年4月の構造評価委員会から既設の校舎が補強できないとの結論が出たため、改築へと変更したもので、本年6月に文科省から交付金の内示を受け、さきの9月議会において改築工事費の補正予算をお認めいただいたものでございます。

なお、今回の12月定例会に追加で本契約の議案提案を行い、議決をいただく理由につきましては、既設校舎の構造耐震指標であるI s値が0.12や0.13と非常に低く、校舎の安全性をできるだけ早く改善したいということから追加提案をお願いしたものでございます。

それでは、工事の概要を説明いたします。

件名は平成25年度教施工第24号・金剛小学校校舎改築工事でございます。工期は平成26年11月28日までとしております。

工事の目的は学校施設の耐震化に伴い、本校校舎は補強できないとの結果が出たため、改築を行うものである。新校舎を学校敷地南側に配置することで、工事期間中は既存校舎を利用できる。また、新校舎完成後、既存校舎の解体を行い、跡地を含めて運動場として整備を行う。なお、体育館は平成25年度中に耐震補強工事を行うとしております。

工事の概要は、まず、改築校舎等につきまして御説明します。

規模、構造は校舎棟が鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積3332.89平方メートルでございます。倉庫棟、これは体育倉庫として利用いたします。木造平屋建て延べ床面積57.96平方メートル。主要諸室は普通教室11室、管理諸室、会議室、特別教室などです。主要設備としては、車椅子対応のエレベーターを1基設置いたします。

次に、既存校舎棟について、規模・構造は鉄骨造2階建てで、延べ床面積2964平方メートルでございます。

2ページをごらんください。

位置図でございます。工事場所は現在の金剛小学校敷地でございまして、同じ敷地内に改築をいたします。

次の3ページをごらんください。

ちょっと横になっておりますけれども、金剛小学校の配置図と校舎1階の平面図でございます。既存校舎は敷地の北側に配置されております。その右側にあります屋内運動場、これは体育館でございます。今年度、耐震補強工事を行い、既に竣工いたしております。新校舎の1階は事務室、校長室、保健室などのほか、1、2年生の低学年の教室や特別支援の教室を配置しております。

次の4ページをごらんください。

校舎の2階と3階の平面図でございます。2階には職員室や特別教室、3、4年生の教室を配置しております。また、3階には特別教室や5、6年生の教室を配置しております。

次の5ページをごらんください。

金剛小学校の敷地を東側から見た完成予想図でございます。手前の道路から校門がございまして、すぐ近くに新校舎が建設されます。奥が運動場となりまして、右手の手前にですね、白くなっている建物が、今年度耐震補強工事を行

いました体育館、それと、体育館と運動場の間に職員駐車場を新たに配置をしております。

以上、金剛小学校校舎改築工事概要の説明とさせていただきます。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。契約検査課の國岡でございます。

有馬課長の工事概要の説明に引き続き、議案第146号・金剛小学校校舎改築工事に係る契約の締結について御説明いたします。済みません、着席いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 本案は、契約金額6億9012万円で、松島建設・サム建設建設工事共同企業体と契約を締結するものでございます。

予定価格が1億5000万円以上となりますことから、八代市議会に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すものでございます。

それでは、金剛小学校校舎改築工事に関する資料6ページをごらんいただきたいと思います。

入札公告の1行目に記載してありますように、議案第129号と同じく、本工事につきましても、制限つき一般競争入札を採用いたしております。

次に、公告の中段部分に記載しています入札参加資格についてでございます。

まず、入札参加形態の条件及び共同企業体としての条件でございますが、建設工事共同企業体、いわゆるJV方式を採用し、JVの構成員数は2者又は3者の組み合わせとしております。

これは、地元業者の参入機会を確保するとともに、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等

を特に集結する必要上、設計金額が2億円以上の建築一式工事につきまして、本市では原則、JV発注とすることとしているためでございます。

次に、JV構成員に係る条件でございますが、全ての構成員が満たす条件といたしまして、八代市競争入札参加有資格者名簿に建築一式工事のA級及びB級の認定を受けている市内に本社を有する業者としております。

また、代表構成員には、A級の認定を受けている業者で建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けているものとしております。

特定建設業の許可を条件としていますのは、建築一式工事におきまして下請総額が4500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有していることが必要となり、本工事において、下請総額が4500万円以上となることが想定されますことから、代表構成員は特定建設業の許可が必要となり、設定したものでございます。

7ページの上段をごらんいただきたいと思います。

下請総額が4500万円以上となる場合は、監理技術者の配置が義務づけられていますことから、代表構成員が満たすべき条件に監理技術者の配置を要件としております。

監理技術者の役割につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

次に、7ページの中段をごらんいただきたいと思います。

本工事に係る入札期間は平成25年11月8日から11月26日までを設定し、開札を平成25年11月27日に行っております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

入札は、2者又は3者による5グループの共同企業体が参加しております。

入札の結果は、予定価格6億4840万70

00円に対し、入札金額6億3900万円、落札率98.5パーセントで、松島建設・サム建設建設工事共同企業体が落札し、11月29日に契約金額6億9012万円で仮契約を締結いたしております。

代表構成員は松島建設で、出資比率は松島建設70%、サム建設30%となっています。

なお、工期は、平成26年11月28日までを予定しております。

以上で説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第146号・金剛小学校校舎改築工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午前11時11分 小会）

（午前11時12分 本会）

◎議案第138号・八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正について

◎議案第139号・八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第138号・八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正について及び議案第139号・八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例の一部改正については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、議案第138号及び議案第139号について説明を求めます。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

下水道総務課の松本です。座らせてから説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） それでは、議案第138号・八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正及び議案第139号・八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例の一部改正につきまして一括して説明いたします。

それでは、お手元に配付しております資料、下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてという資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

今回、提案しております条例改正は地方税法の改正によって延滞金の割合が引き下げられたことに伴いまして、下水道受益者負担金に係る延滞金の割合もこれに準じまして引き下げるといふものでございます。

条例改正の説明に入ります前に、地方税法の改正内容を簡単に説明いたします。

資料の1ページ目をごらんください。

地方税法が一部改正されておりまして、平成25年3月に交付、26年1月に施行されます。その改正の内容でございますが、延滞金の割合が引き下げられております。

資料の2ページ目をごらんください。

改正の内容を表にまとめております。特例基準割合が見直されております。この特例基準割合とは何かということでございますが、地方税におきましては延滞金の割合は原則として14.6%とされておりまして、納期から一月を経過するまでは、その半分の7.3%とされております。しかしながら、長引く景気低迷から市場経済も低金利が続いている状況に鑑み、この延滞金の割合の特例として、当分の間はさらに低い延滞金の割合を適用するというものが特例基準割合でございます。

今回の地方税法改正は表の①の部分でございますが、まず、特例基準割合の定義が見直されておりまして、4.3%から2%に引き下げられております。

次に、表の②の部分でございますが、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間の延滞金の割合が4.3%から3%に、一月経過後の延滞金の割合も特例対象とし、14.6%から9.3%に引き下げられております。

続きまして、2ページ中ほどをごらんください。

今回の条例改正の理由でございますが、先ほど説明いたしましたように、地方税の延滞金の割合が引き下げられております。下水道事業受益者負担金につきましては、都市計画法に基づきまして、条例において延滞金の割合を定めておりまして、必ずしも地方税と同様の延滞利息にしなければならないというものではございませんが、低金利の市場経済の動向を考慮し、さ

らに国の通達によりまして、税外収入に係る延滞金は地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないように措置することが適当であるとされておりますことから、地方税に準じ、延滞金の割合を引き下げるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、資料の3ページから5ページにかけまして、新旧対照表を記載しております。

八代処理区、東部処理区の条例及び鏡処理区の負担金条例の両議案とも改正の内容につきましては、同様でございますので、まとめて説明いたします。

資料の5ページ、(3)をごらんください。

改正内容を表にまとめておりますが、改正内容は3点でございます。

まず、1点目、表の①の部分でございます。従来、本市の条例におきましては、延滞金の割合は14.5%としておりまして、納期から一月以内のものも14.5%としておりましたが、条例第12条におきまして、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間の延滞金の割合を新たに設け、14.5%の半分、7.25%とするものでございます。

次に、2点目でございますが、②の延滞金の割合の特例措置の追加でございます。

延滞金の割合は、原則一月以内は7.25%、一月経過後は14.5%としますが、地方税に準じて特例措置を新たに設け、当分の間は一月以内は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合、すなわち現在ですと3%、一月経過後は特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合、すなわち現在ですと9.25%とする特例を新たに設けるものでございます。

次に、3点目、③の部分でございますが、延滞金の割合引き下げは、施行日である26年1月以降に適用するという経過措置を設けるものでございます。

最後に、(4)の部分でございますが、施行期日は改正地方税法の施行にあわせ、26年1月とするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。今回のこれです、引き下げになっていくということについては理解をしたいと思うのですが、そもそも、これまでなかったと、14.5%であったということからしてですね、今回この条例を適用していくと、どれぐらいの影響額があるんですかね。

○委員長(成松由紀夫君) 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長(松本貞喜君) そもそも延滞金につきましては、その事例がございません。

○委員(幸村香代子君) 事例がないということなんですね。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

○委員(幸村香代子君) はい、わかりました。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で、質疑を終了します。

意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

まず、議案第138号・八代市公共下水道事

業(八代処理区・八代東部処理区)受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

次に、議案第139号・八代市都市計画下水道事業(鏡処理区)受益者負担に関する条例の一部改正については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。(「お世話になりました」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前11時23分 小会)

(午前11時28分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して、八代市環境センター建設事業の進捗状況について執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） 委員会の審議、お疲れさまでございます。

さきの11月14日の建設環境委員会におきまして、御意見をいただいております。その御意見に対して、当委員会より報告をするよう求められておりましたので、本日ただいまから御説明をさせていただきます。内容につきましては、小橋課長のほうから説明いたします。よろしく願いいたします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、座って御説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） お手元の資料に前回御意見をいただきました項目を記載しております。

御説明の前に、12月議会での大倉議員への一般質問の市長答弁の内容を一番上に記載しております。それを少し読み上げます。

先日開催された建設環境委員会からの意見も踏まえた上、議会と同じ方向を向いて進めるべく、12月議会への債務負担行為の提案を見送った次第ですと答弁しております。これを踏まえまして、委員からの意見について御説明を申

上げます。

まず、1点目に、3つの不安の点があるという御意見がいただいております。

その中の1点目です。喫緊の課題である国・県の土地について、口頭では売却譲渡すると言っているが、書面も交わしていないことが不安であるという御意見がっております。

これに対しまして、市の見解といたしまして、さきの議会、10月議会において環境センターの建設については環境アセスや建設用地の取得、事業者の選定など数多くの手続があり、これらを一一つ解決した上で進めていく旨の認識を示しております。国・県及び市議会の手続には、それぞれ期間が必要でありますので、協議の相手の立場を尊重して進めることが重要であると考えております。

最後に、これまで国・県とは用地の売却について港湾管理者である熊本県港湾課との間で協議を進めておりまして、港湾計画変更の前提となります地方港湾審議会の開催に向け、着実に準備が進んでいると県から聞いております。

1点目につきましては、以上でございます。

2点目です。

最終処分場の問題について、最終処分場はないとあるが、再資源化、残渣がある、スラグとか。その辺の出口の問題はどうなるのかという御意見です。

もう1つ、また、八代生活環境事務組合については、平成29年3月で最終処分場が満杯となる。きょう確認したら、平成31年度までは大丈夫とのことであったという御意見です。

市の見解といたしましては、これまでも御説明してまいりましたが、ごみを焼却や熔融した後に出る焼却灰や飛灰、焼却残渣、熔融スラグなど何らかの形で処理をするか、最終処分すべきものであります。これは市町村の責務であります。しかしながら、本市には現時点ですが、最終処分場がないことから最終処分場を新

たに建設するか、エネルギー回収推進施設から出る残渣につきましては、資源化などの対応策を講じる必要があると考えております。

そこで、焼却方式で発生する焼却灰や飛灰については残渣資源化、セメント化など山元還元を考えております。溶融方式で発生する飛灰や溶融スラグでは山元還元や有価物として売却することで対応しようと本市では考えております。

なお、このことは入札公告書類の入札説明書や要求水準書ほかにも記載しておりまして、事業者にもこれを求めていくこととしております。

環境センター建設事業におきましては、溶融または焼却したあとの残渣について資源化を行うこととしております。条件といたしまして、スラグにつきましては有価物としての売却、灰につきましては廃棄物処理処分方法としてセメント化等の材料を20年間担保させるという条件をつけております。

3点目です。

交付金来年度1100億円の要望に対し、予算額が572億円程度となっている。また、労務単価15%アップ、職人不足、資材不足。消費税も8%もあるので、予算の算定の見直しを再確認してもらいたいという御意見です。

市の見解といたしましては、平成24年度につきましては、満額内示でありました循環型社会形成推進交付金が25年度は交付率64%でありました。来年度につきましては、満額内示かどうかの見通しがたっておりません。そこで、全国の関係自治体や全国市長会、全都清などと連携をとりまして、陳情、要望を行ってまいります。

労務単価の15%アップの根拠につきましては、農林水産省及び国土交通省が昨年10月に実施しました公共事業労務費調査の公共事業労務単価に基づいたものです。本事業の概算事業費を算出した使用したデータにつきまして

は、先ほどの国が行いました調査の時期と同じ時期にメーカーアンケートとして徴集しております。

そして、もう1つ、過去10年間の全国の類似施設の落札結果などから算出したものでありますので、予定している事業費の変更はしないものと考えております。

最後になりますが、工事の着手予定としております平成28年から29年度も、万が一交付金が満額措置されない場合の措置につきましては、財政課と協議しました結果、合併特例債を充てることとしております。

大きな2番ですが、供用開始が平成29年度内となっているが、なぜ急いで建設する必要があるのかという御意見です。

もともと、そもそも論でございますが、この施設は市民が衛生的で良好な市民生活の保持のために、早期の新しいごみ処理施設の建設が必要であるという考えから進めている事業でございます。

それを踏まえまして、スケジュールにつきましては、これまでも説明してまいりましたが、本事業の工程を決定する際の基本的な根拠は環境影響評価調査に3年、設計施工に4年、合計7年を要するものとして、昨年までは平成28年度末の早い完成を目指してまいりました。現在のスケジュールでは29年度内という表現にしております。

ただ、一方では既存の中北清掃センターの老朽化が逼迫している懸念があります。既存の清掃センターが稼働中止に追い込まれた場合、このような試算をしております。90トンから100トンの毎日出ます燃やすごみ、これを全て民間業者に処理委託をした場合、年間14億3000万かかるという試算を出しております。もしくは、修理して中北で処理するとなりますと、年間20億円程度の費用がかかっていくというふうに考えております。

このようなことから、29年度が目標でありまして、一日も早い完成を目指すという考えには、これまでと何ら変わっておりません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

なければ、以上で、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

しばらく小会いたします。

（午前11時38分 小会）

（午前11時41分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会は平成26年2月12日から2月14日までの3日間、都市計画建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、東京都足立区、埼玉県羽生市、川口市へ行政視察に参ります。このことについて議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時42分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年12月9日

建設環境委員会

委員長